

地域での暮らしを応援します



気軽にご相談
ください

福祉車両貸出のご案内

車いす対応車両（軽自動車）	車いす対応車両（普通車）
	
スズキ エブリイワゴン（岡山 580 に 2639）	トヨタ ノア（岡山 301 み 7054）

車いす対応車両（普通車）	10人乗りワゴン車（普通車）
	
※日産 キャラバン（岡山 800 す 8156）	トヨタ ハイエース（岡山 300 も 7274）

※「運転免許証の写し」「運転者の自動車保険証の写し」を添えて、本会の3営業日前までに使用申請を行ってください。

※日産キャラバンは、1日型の自動車保険では使用いただけません。



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

住所：新見市金谷640-1 電話：0867-72-7306（総務課）

社会福祉法人新見市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公共交通機関を利用することが困難な者に対し、社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有管理する福祉車両貸出を実施することにより、当該市民の利便性の向上と生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 福祉車両貸出の対象となる者は新見市内（以下「市内」という。）に住所を有し、車いすを使用している者若しくは歩行が著しく困難な者、又は本会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた地域福祉活動若しくはボランティア活動等（いずれも共通の趣味を持つ者によるクラブ活動等を除く）を行う市内に住所を有する個人、団体とする。

(使用目的)

第3条 福祉車両の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、行き先が本会本所から概ね片道100キロメートル以内の場合に限る。

- (1) 病院、施設、公共機関に出かけるとき。
- (2) レクリエーション等への参加のとき。
- (3) 買い物等の日常生活。
- (4) その他、使用するのに特別な理由があると会長が認めたとき。

(使用期間)

第4条 福祉車両の使用期間は、原則として使用目的の日1日とする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを延長することができるものとする。

(使用申請)

第5条 福祉車両等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用許可申請書（以下「申請書」という。）に運転免許証の写し及び第8条第1項第5号に掲げる賠償ができることを証明する書類を添えて、使用の3営業日前までに会長に提出するものとする。

(使用許可の要件)

第6条 使用者から申請書の提出があったときは、会長は使用目的が適切であるかを審査し申請順に運行予定の空いている日について使用を認める。ただし、本会が使用しなければならなくなった場合には、使用者に使用日の変更を求めるか、使用許可を取り消すことができる。

(運転者)

第7条 福祉車両を運転する者は、申請書に記載した者とする。

(使用者の負担と義務)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 障害又は疾病のため療養中の者が使用する場合は、必ず主治医の許可を得、使用者において介護者をつけ、使用中の健康管理に責任を負うものとする。
- (2) 使用者は、福祉と奉仕の目的達成に意を用い、申請書に記載された目的以外に使用しないことはもちろん、使用に関し必要経費以外の金銭又は物品の受贈行為があってはならない。
- (3) 使用者は、使用に要する燃料代、使用中の棄損等による修繕料などの実費を負担しなければならない。
- (4) 使用者は、福祉車両の借り受けから返却までの間は、善良なる管理者の責任を負い、運行上の安全・事故防止に努めるものとし、万一事故等の発生に遭遇した場合は適切な応急処置を行うとともに、速やかに本会へ届出なければならない。
- (5) 福祉車両の使用により生じた損害賠償等の一切の責任は、使用者が負うものとする。また、貸出中に福祉車両に損傷があった場合、使用者はその損害について弁償するものとする。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。